

質問回答書

業務名		鹿児島県高付加価値化促進支援事業補助金	
番号	質問項目	質 問	回 答
1	施設増築に伴う物品購入費	・日本文化及び郷土料理体験メニューの提供に要する費用として、滞在着及び家具・寝具等の購入費、更には郷土料理教室で使用する調理器具・機材の物品（備品）購入費は対象となりますか。 また、来年度に完成予定の施設の増設に向けた、上記物品（備品）購入費用は対象になりますか。	・当該補助金は観光地域づくりに参画する観光団体等に対して補助を行っており、「鹿児島県観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付要綱」の第4条の規定に基づき、食糧費を除く、物品（備品）購入費については、交付対象としております。 ただし、本事業は、同要綱第11条の規定に基づき、事業完了後の実績報告書により、補助事業の成果を確認することとしております。 このため、今年度中に施設が完成しておらず、十分な事業成果が見込めない状況については、交付対象外となります。